## 牧之原市新しい学校づくり検討会設置要綱

(設置)

第1条 未来の子どもたちのための新しい学校づくり計画に基づき、学校施設整備基本構想・基本計画を策定するにあたり、広く関係者からの意見を聴取し、反映するために、牧之原市新しい学校づくり検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。
  - (1) 学校施設整備に係る基本構想に関すること。
  - (2) 学校施設整備に係る基本計画に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 検討会は、委員50人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が選任する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 自治会関係者
  - (3) 学校関係者
  - (4) 幼稚園、保育園、こども園、小学校又は中学校の保護者代表
  - (5) 事業者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長 となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議には、必要に応じて分科会を置くことができる。 (報償等)
- 第7条 委員が、検討会の会議に出席した場合は報償を支払うものとする。
- 2 報償の額は、牧之原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例(平成17年牧之原市条例第39号)別表の規定に準ずる額とする。た だし、会議が午前又は午後のみの場合は日額の半額とする。

第8条 検討会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
  - (最初の会議の招集)
- 2 この告示の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長がこれを招集する。